

重課対象車(注1)及び重課割合について

対象車	新車新規登録の時期	重課開始年度	重課割合
新車新規登録の日から11年経過しているディーゼル車	平成21年3月31日以前	重課開始済み	概ね15%重課(注2)
	平成21年4月1日～平成22年3月31日	令和3年度から重課開始	
	平成22年4月1日～平成23年3月31日	令和4年度から重課開始	
新車新規登録の日から13年経過しているガソリン車又はLPG車	平成19年3月31日以前	重課開始済み	
	平成19年4月1日～平成20年3月31日	令和3年度から重課開始	
	平成20年4月1日～平成21年3月31日	令和4年度から重課開始	

注1: 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、一般乗合用バス被けん引車は除かれます。

注2: バス・トラックについては、概ね10%重課となります。